

新型コロナウイルス感染症対策 【田辺市産業経済緊急対策支援金】

◆ 事業費総額 359,225千円

【担当課:商工振興課（観光振興課、農業振興課、山村林業課、水産課）】

【第1期】R2年度 補正予算(第15号) 179,521千円 【第2期】R3年度 補正予算(第1号) 179,704千円(予定)

都市部を中心に緊急事態宣言が再発令されている中、本市においても、宿泊業、観光関連、飲食業、またそれに関連する様々な業種が、直接的・間接的に影響を受けている状況に鑑み、国や県の協力金・一時金の支給が受けられない本市の事業者を対象に、市独自の緊急支援対策を実施する。

支援対象者

市内に事業所・店舗等を有する中小企業者（法人・個人・農林水産事業者）で、感染症拡大期により著しく影響を受けた者、若しくは長期的に影響を受けた者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者
- ②社会福祉法人、医療法人、農業組合法人をはじめ、収益事業を行う幅広い事業者を対象とする
- ③市内に事業所・店舗等を有する市外在住個人事業主及び市外に本店を有する法人を対象とする

《参考》事業者数 7,608事業者（市全体見込み）

- ・商工業関係者 4,946（中小企業者） ・農業関係者 2,000（農業従事者）
- ・林業関係者 116（森林組合4、素材生産業者33、特用林産49、花木30） ・漁業関係者 546（漁協組合員）

対象要件

■新型コロナウイルス感染症拡大期により著しく影響を受けた者

R3年1月から3月までの期間のうち、いずれか1つの任意の月の収入額と、前年または前々年の同月の収入額を比較して、50%以上減少していること（従来から収入変動の大きい事業者を除く）

■新型コロナウイルス感染症により長期的に影響を受けた者

R2年1月から12月までの年間収入額と、H31年1月から12月までの年間収入額を比較して、30%以上減少していること

■その他要件

R2年12月1日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定の者
市税及び国保税を完納していること ほか

支給額

別に定める算出方法により支援金の額を算出し、右表の事業規模（常用雇用者数）に応じた基準額の範囲内で支給する

受付期間・場所

受付期間 R3年3月1日～概ね3か月間を予定
受付場所 紀南文化会館特設会場（1階展示ホール）ほか

事業費

359,225千円 [支援金352,900千円（約3,000事業者を見込む）、事務費6,325千円]
【第1期】R2年度 179,521千円 [支援金176,400千円、事務費3,121千円]
【第2期】R3年度 179,704千円 [" 176,500千円、 " 3,204千円] (予定)

事業規模 (常用雇用者数)	基準額 (上限額)
0人～5人	10万円
6人～10人	15万円
11人～20人	20万円
21人～30人	30万円
31人～50人	40万円
51人～	50万円